

# 指導力不足教員の人事管理システム

## 人事管理システム概要

- 【認定】 ①校長が、教育委員会（任命権者＝都道府県・指定都市教育委員会）に申請（市町村経由）。  
 ②各教育委員会で設置している判定委員会において、当該教員の審査。  
 ③判定委員会の意見を受けて、教育委員会（任命権者）が指導力不足の認定。
- 【対応】 教育委員会（任命権者）が、指導力不足教員に対して、必要な研修又は分限処分等を実施。
- 【現状】 堺市を除く全ての都道府県・指定都市において人事管理システムを整備済み。

## 【人事管理システムの流れ】

